北海道札幌平岡高等学校

学校いじめ防止基本方針

平成30年５月18日改定

Ⅰ　理念

学校はすべての生徒が安全で安心して学び、お互い切磋琢磨しつつ人間として成長していく場でなければならない。いじめ行為は相手に対し心身の苦痛を与えるとともに自らの人間性をも傷つける行為である。いじめによって不登校や自ら命を絶つことなどの深刻な影響を与えることもあり、学校はいじめは許されないことであるとの共通理解のもと生徒同士の相互理解を深め、いじめ克服に向けて取り組む。更に平和国家の形成者として、愛と信頼に基づく人間尊重の精神を育みながら、校訓「努力」「忍耐」「感謝」を生徒及び教職員が共に心に刻み、他を認め合い、互いに尊重し支え合いながら、いじめのない学校づくりを推進する。

Ⅱ　基本的な考え方

１　平岡高校は、いじめたり、いじめられたり、傍観しはやしたてたりすることのない、すべての生徒が安全で安心して学ぶ学校であり続けるようにします。

２　平岡高校は、

いじめる生徒に対して

いじめが他の人格を傷つけ、心身の苦痛を与えていることに気づかせ、
いじめの行為を止めさせるよう全力で指導します。

いじめられた生徒に対して

生命、心身を全力で保護します。

いじめを傍観しはやしたてたりする生徒に対して、

いじめの問題を自分自身の問題としてとらえさせ､より良い集団を作るため、
仲間の力や教員への相談等により、いじめを止めさせるよう指導します。

Ⅲ　いじめの定義

いじめ防止対策基本法、北海道いじめの防止等に関する条例及び北海道いじめ防止基本方針（以下「法令等」とする）の定義を踏まえ、本校に在籍している生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを「いじめ」と定義する。

Ⅳ　取組方策

１　未然防止

⑴　教員は、日常の教育活動において生徒の動向を注意深く観察するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む授業、主体的・対話的で深く学ぶ授業を実践する。更に生徒の状況について他の教員との情報共有に努める。

⑵　教員は、ＨＲ活動等の特別活動を通し望ましい人間関係づくりを進め、生徒同士がお互いに尊重しあう集団づくりに努める。

⑶　管理職は、生徒が相談しやすい教育相談体制を整備するとともに、関係機関との連携強化に努める。

⑷　生徒は、他の人格を尊重するとともに、いじめを許さない雰囲気をクラス、部活動すべての場所でつくりあげるよう努める。

⑸　保護者は、家庭で気がついた点について学校と密接に相談するなどして、いじめの未然防止に努める。

２　早期発見

⑴　教員は、面談や観察をとおして、いじめのサインを見逃さず情報を収集するとともに、生徒や保護者が気軽に相談したり、情報提供できる関係の構築に努める。
⑵　生徒指導部は適宜ネットパトロール等情報収集を行い、ネット上の不適切な書き込み等をチェックするとともに必要な場合に該当学年と連携して適切な対応をとる。
⑶　管理職は、定期的にアンケートを実施するなどして、生徒の状況把握に努める。
⑷　管理職は、生徒の状況について教員との情報共有を図り、適切な対応について指導する。
⑸　保護者は、子どもの些細な変化であっても、いじめが疑われる様な事は担任や学年主任と情報を共有し早期発見に結びつける。

３　いじめへの対応

⑴　学校は、いじめている生徒に対し、いじめは許されない行為であるという毅然とした態度で、いじめの原因を探りながら他人の痛みを知ることができるよう根気強く指導する。
⑵　学校は、いじめられている生徒に対し、心配や不安を取り除き全力で守り抜く姿勢で継続的に支援する。
⑶　学校は、いじめを傍観している集団に対し、ひとごとではなく自分に関わる問題として捉えさせ、自分たちでいじめ問題を解決する力を育てるよう指導する。
⑷　学校は、いじめと疑われる行為の訴えがあった場合、真摯に受け止め、事実の正確な把握に努め、時系列に情報を記録する。
⑸　学校は、いじめ事案に対して組織的に対応し、報告・連絡・相談・確認を徹底し、管理職の指導の下、迅速かつ適切に対応する。
⑹　学校は、関係する保護者に対し、事実を正確かつ丁寧に説明し、学校と家庭相互が協力していじめ問題を解決していくよう努める。
⑺　学校は、いじめの内容によっては、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、警察等の関係機関との連携を図り、いじめ問題の解決に努める。

※　具体的ないじめの態様

・冷やかしやからかい　・悪口や脅し文句　・嫌なことを言われる　・仲間はずれ ・集団による無視　・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする　・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする　・金品をたかられる ・所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする　・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする　・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

４　いじめの重大事態への対応

次の重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「北海道いじめ防止条例」及び「北海道いじめ防止基本方針」に沿って速やかに北海道教育委員会に報告し、必要な調査及び報告を行う。

⑴　重大事態とは

①　生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

・生徒が自殺を企図した場合
・精神性の疾患を発症した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・高額の金品を奪い取られた場合

②　生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

・年間の欠席が30日程度以上の場合
・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

⑵　重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のため組織に協力する。

５　いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者の他、いじめ防止対策委員会を活用し、必要に応じてスクールカウンセラー等を含めた集団で判断する。

⑴　いじめに係る行為が止んでいること

・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間止んでいること。
・期間は少なくとも３か月を目安とする。

⑵　被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
・被害生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。
・学校は、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

Ⅴ　いじめ防止等の対策のための組織設置について

１　考え方

⑴　本基本方針による対応を推進するため、生徒指導部をベースに関連する職員を追加する形で「いじめ防止対策委員会」を構成する。

⑵　密接な情報共有と迅速に行動できる体制とする。

２　構成

教頭、生徒指導部長、生徒指導部副部長、生徒指導部担当者３名、養護教諭、
（ＰＴＡ役員、学校評議員、スクールカウンセラー）

３　委員会の業務

⑴　いじめに係る取組についての生徒及び保護者への周知、説明

⑵　いじめの未然防止のための日常の指導、早期発見

⑶　いじめを認知した場合の解決に向けた組織的な対応

⑷　いじめ防止等に対する取組の評価

（別紙１）

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管　理　職

・学校いじめ防止基本方針　　・いじめを許さない姿勢
・風通しのよい職場　　・保護者・地域等との連携

いじめ防止対策委員会

【定期開催】
・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
・年間指導計画の作成
・校内研修会の企画・立案
・調査結果、報告等の情報の整理・分析
・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
・要配慮生徒への支援方針

【結果報告】
教育委員会
【緊急対応】
いじめ対策委員会

未　然　防　止

◇学業指導の充実
・学びに向かう集団づくり
・意欲的に取り組む授業づくり
◇特別活動、道徳教育の充実
・ホームルーム活動の充実
・ボランティア活動の充実
◇教育相談の充実
・面談の定期開催
◇人権教育の充実
・人権意識の高揚
・講演会等の開催
◇情報モラル教育の充実
◇保護者・地域との連携
・学校いじめ防止基本方針等の周知
・学校公開の実施

早　期　発　見

◇情報の収集
・教員の観察による気づき
・養護教諭からの情報
・相談・訴え
（生徒・保護者・地域等）
・アンケートの実施（年２回）
・各種調査の実施検討
（ハイパーＱＵ、ほっと等）
・面談の定期開催
（生徒・保護者等）
◇相談体制の確立
・相談窓口の設置・周知
◇情報の共有
・報告経路の明示、報告の徹底
・職員会議等での情報の共有
・要配慮生徒の実態把握
・進級時の引継ぎ